

電動車いすの安全利用の手引き (指導者用)

～安全で豊かな日常生活を送るために～



平成15年3月

財団法人 日本交通管理技術協会

はじめに

電動車いすは、これまで身体障害者を中心とした移動手段として利用されてきましたが、最近は歩行に困難を感じる高齢者の社会参加手段としても普及してきています。

しかし、電動車いすの普及に伴い、これに係る交通事故や他の交通参加者とのトラブル等も増加し、社会問題の一つとなっております。

この度、財団法人 日本交通管理技術協会は警察庁の委託を受けて「電動車いすの安全利用の手引き」(利用者用及び指導者用)を作成する運びとなりました。

利用者用の手引きは、すでに電動車いすを利用している方々を主な対象として、電動車いすの安全な利用につき、再確認・再学習していただくよう取りまとめております。

他方、指導者用の手引きは、利用者の手引きの構成に沿って、関連資料等を紹介しつつ、電動車いすの利用者に対する指導のねらい、ポイント等をまとめたものです。

この手引きが皆様のご指導の参考となれば幸いです。

も く じ

はじめに.....	1
もくじ.....	2
指導者用手引きの活用にあたって.....	3
指導にあたっての心構え.....	4
電動車いすの法的位置付けと通行方法.....	6
電動車いすの交通事故.....	9
最近の交通事故の実態.....	9
交通事故統計からみた事故の特徴.....	11
事故事例 1.....	14
事故事例 2.....	15
歩道通行中の歩行者への注意.....	16
安全な間隔.....	17
ウッカリ・ボンヤリ通行の防止.....	18
安全通行コーナー.....	19
基本編.....	19
安全な服装.....	19
正しい姿勢.....	20
乗降と発進、走行、停止.....	21
携帯電話の使用.....	23
飲酒等した上での利用.....	24
坂道での通行.....	25
段差・溝の通行.....	26
傾斜地（斜面）の通行.....	27
応用編.....	28
信号は青だけど・・・.....	28
道路の通行.....	29
障害物の回避.....	30
歩行者等とのすれ違い方法.....	31
道路の横断.....	32
横断歩道のない道路の横断.....	33
踏切の通過.....	35
安全点検・整備コーナー.....	36
電動車いすの種類.....	36
電動車いすの点検.....	38
参考資料コーナー.....	39
高齢者の特徴.....	39
関連資料.....	40

指導者用手引きの活用にあたって

この指導者用手引きは、「電動車いすの安全利用の手引き」(利用者用)に対応して指導者向けに作成したものである。

1．全体の構成

利用者用手引きの構成に沿って作成している。

2．各ページの構成

利用者用手引きに取り上げられている項目(テーマ)ごとに、「ねらい」、「ポイント」及び「内容」の三つから構成している。

(1) ねらい

利用者用手引きに取り上げた項目(テーマ)についての指導等のねらいを示しており、テーマが取り上げられた背景や指導の目的について触れている。

(2) ポイント

利用者用に取り上げた項目(テーマ)の指導等の眼目等を示している。

それぞれの項目(テーマ)の中で、何を指導するのか、利用者にどの程度まで指導するのかを示したものである。

(3) 内容

項目(テーマ)の指導等の具体的な内容を示している。

項目(テーマ)によっては、屋外(実技)を想定して、電動車いすを用いた実技指導の内容と方法を示している。

(4) 縮小イラスト

利用者用手引きで取り上げられているページの縮小イラストを掲載している。

指導にあたっての心構え

指導者は、指導を受ける人の立場に立って指導することが大切である。
指導にあたっては、次に示す点を参考とする。

1．利用者（参加者）を「高齢者」呼ばわりしない

指導の対象となる電動車いす利用者は、高齢者であることも多いと考えられるが、「おじいさん」、「おばあさん」等の表現を避け、「さん」と名前と呼ぶように留意する。

2．早口にならない

指導では、どうしても早口になりがちである。
説明や解説は早口にならないように特に気をつける。

3．一緒に考え、納得してもらおう

「指導をしてあげる」との姿勢ではなく、利用者と一緒に安全な電動車いすの利用について考えるとの姿勢が大切である。

4．実技指導を行う

利用にあたっての知識的な事項は、利用者用の手引きにも触れているが、言葉だけの指導に陥らないように注意する。

それには、指導者自身が電動車いすの操作を十分体得し、実技指導ができるようにしておくことが重要となる。

5．わかりやすい表現を使う

指導にあたっては、カタカナ表現が多くなりがちである。特にカタカナは、電動車いすの機構や名称に多くみられるので、必要により言い回しをかえることで理解を深めてもらう配慮も必要となる。

6．話をよく聞く

受講者の話は、途中で打ち切る事のないよう最後までよく聞く努力をする。

指導による理解と納得を得るだけでなく、指導者と受講者の信頼関係を深めることは、指導効果を上げることにも結びつくことに留意する。

7．発言を引き出す

ややもすると、受講者は「ただ聞くだけ」になりがちであることから、指導者は積極的に発言を引き出す努力をする。

8．利用する人の身体能力に配慮する

受講者の身体能力は人によってさまざまである。

受講者の身体能力を十分把握した上で、必要に応じ車種の選択についてもアドバイスする。

電動車いすの法的位置付けと通行方法

～利用者用手引き 5 頁 電動車いす利用者は・・・～

ねらい

利用者の中には、自動車と同じ感覚で電動車いすを利用する者もいると考えられるため、電動車いすはあくまで歩行者として扱われることを理解させること。

ポイント

基準に適合する電動車いすの利用者は歩行者として扱われること。

内容

1. 電動車いすの道路交通法上の位置付け

いわゆる電動車いすは、道路交通法において次のとおり規定されており、基準に適合する電動車いすの利用者は歩行者として扱われることを説明する。

道路交通法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十一の二(略)

十一の三 身体障害者用の車いす 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす(原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。)をいう。

十二～二十三(略)

2 略

3 この法律の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車いす、歩行補助具等又は小児用の車を通行させている者

二 (略)

2. 電動車いす(原動機を用いる身体障害者用の車いす)の基準

受講者に対しては、

- 下記の基準に適合する電動車いすの利用者でなければ、道路交通法上歩行者として扱われないこと
- 国家公安委員会の型式認定を受けた電動車いすにはTSマークが貼付されており、基準に適合しているか否かの判別が可能であることを説明する。

道路交通法施行規則

(原動機を用いる身体障害者用の車いすの基準)

第1条の4 法第2条第1項第11号の3の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

イ 長さ120センチメートル

ロ 幅70センチメートル

ハ 高さ109センチメートル

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 原動機として、電動機を用いること。

ロ 6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。ハ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。ニ 自動車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別すること

ができること。

2 前項第1号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車いすを用いることができない者が用いる車いすで、その大きさの車いすを用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。



TSマーク

3. 電動車いす利用者の通行方法

電動車いす利用者の通行方法は、歩行者の通行方法によらなければならないことを指導する。

特に、運転免許保有者等には、自動車等の通行方法によらないよう指導する。

道路交通法

(通行区分)

第10条 歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯(次項及び次条において「歩道等」という。)と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。

2 歩行者は、歩道等と道路の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一 車道を横断するとき。

二 道路工事等のため歩道等を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。

(横断の方法)

第12条 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならない。

2 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

(横断の禁止の場所)

第13条 歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

2 歩行者は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

4. その他の留意事項

マナーを守って通行すること、譲り合いの気持ちを忘れないことを付言する。